

【総務委員会 公文書管理のあり方について改善の検討を求める決議 ～対応内容～】

NO	項目内容	対応内容
1	公文書管理の目的や意義付けについて、法第1条の趣旨を踏まえ、事務執行上の問題としてのみ捉えるのではなく、住民自治との関連も踏まえ、明確にすること。	4月から文書管理規則に規定するため現在作業中 ⇒法や他自治体の規定を参考に規則で規定 ⇒令和3年3月に規則改正済（別紙参照）
2	公文書の作成に関し、意思決定過程及び事業の実績を合理的に検証できる形でのルールを明確にすること。	4月から文書管理規則に規定するため現在作業中 ⇒法や他自治体の規定を参考に規則で規定 ⇒令和3年3月に規則改正済（別紙参照）
3	公文書の保存に関し、内容、時の経過、利用状況等に応じた適切な記録媒体に関するルールを明確にするとともに、公文書管理の実態に即した市民利用の場の確保と公文書の保存を行うこと。	・適切な記録媒体に関するルールについては、現在の文書管理規則にて既に対応。 ・市民利用の場の確保については、令和4年4月を目途に簿冊目録の公開を予定しているため、それにより市民利用が向上される。 ⇒令和4年4月、簿冊一覧を市HPにて公開済（別紙参照） （公開簿冊件数：23,829件、各部ごとにPDFにて公開）
4	公文書の目録に関し、インターネットを含め市民が利用しやすい形での公表に関するルールを明確にし、実施すること。	令和4年4月を目途に簿冊一覧の公開を実施 ⇒・簿冊目録について市HPと行政資料室で公開を予定 ・文書分類の見直し（項目7）を踏まえ実施目途を設定 ⇒令和4年4月、簿冊一覧を市HPにて公開済
5	公文書の管理状況の取りまとめ及びその報告に関するルールを明確にし、実施すること。	令和4年4月を目途に管理状況の取りまとめと報告を実施 ⇒現状、総務課へ引継ぎを受けていない各課常備の簿冊等について整理が必要であることから、その整理後に実施目途を設定 ⇒各課常備の簿冊等の整理後、報告事項とその方法について検討

【総務委員会 公文書管理のあり方について改善の検討を求める決議 ～対応内容～】

6	公文書を市民が利用することとその促進についての方策を幅広く検討し、可能なものについては実施すること。	<p>令和4年4月目途の簿冊一覧の公開により、市民利用の促進が図られるものとする（項目3の下段と同様）</p> <p>⇒令和4年4月、簿冊一覧を市HPにて公開済</p>
7	公文書の保存期間と類型に関し、現状の公文書の保存・廃棄の実態、透明性の確保、市民利用への供しやすさ等の観点から、現状のルールが最適か否かについて再検討し、必要に応じてルールを改めて運用すること。	<p>令和3年12月を目途に文書分類の改正を実施</p> <p>⇒暦年で使用している簿冊があるため、12月に規則改正の実施目途を設定</p> <p>⇒令和3年12月、規則改正済（別紙参照） （20年保存を長期保存に統合）</p>
8	公文書の廃棄等についての透明性の確保と公文書管理に関する重要事項等の調査審議のため、学識経験者等からなる附属機関を設置すること。	<p>令和4年度以降設置検討</p> <p>⇒各課常備簿冊等の整理が終了し、簿冊状況が確定した段階で附属機関の設置とそこでの審議内容について検討を行う。</p> <p>⇒各課常備の簿冊等の整理後、設置の必要性等について検討</p>
9	公文書管理に関する職員の意識付け、人材育成を徹底すること。	<p>令和3年度から研修内容を充実する</p> <p>⇒・新規採用職員研修 ・Eラーニングによる研修 等</p> <p>⇒令和3年度から研修内容の見直しを実施</p>
10	公文書管理について総括的に所管する部署において、国立公文書館や民間団体が公認するアーキビスト等、専門的知見を有する者の登用を検討すること。	<p>他自治体の導入状況・効果を見極めていきたい</p> <p>⇒今年から公的機関の認証が始まったことから、導入状況やその効果について今後も研究していく</p> <p>⇒今後も導入状況等を研究していく</p>